

令和8年2月定例会

〔 会期 令和8年2月4日（水） 1 日 限 〕
〔 場所 庄内町役場 議場 〕

令和8年第1回庄内広域水道企業団議会
2月定例会会議録

令和8年2月4日（水曜日）午前10時00分 開議

~~~~~

◎出欠席議員氏名

議 長 佐 藤 猛

**出 席 議 員 (12名)**

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 加 藤 鑛 一 | 2 番  | 田 中 宏   |
| 3 番  | 黒 井 浩 之 | 4 番  | 金 内 理   |
| 5 番  | 佐 藤 久 樹 | 6 番  | 佐 藤 昌 哉 |
| 7 番  | 後 藤 啓   | 8 番  | 武 田 恵 子 |
| 10 番 | 市 村 浩 一 | 11 番 | 佐 藤 猛   |
| 12 番 | 伊 藤 和 美 | 13 番 | 齋 藤 秀 紀 |

**欠 席 議 員 (1名)**

9 番 田 中 齊

◎説明のために出席したもの

企 業 長 佐 藤 聡  
(鶴岡市長)

副企業長 富 樫 透  
(庄内町長)

副企業長 矢 口 明 子  
(酒田市長)

庄内広域水道事業統合準備協議会  
幹事長 高 橋 春 樹  
(酒田市上下水道部長)

庄内広域水道事業統合準備協議会  
副幹事長 五十嵐 泰彦  
(鶴岡市上下水道部長)

庄内広域水道事業統合準備協議会  
幹 事 成 田 英 樹  
(庄内町企業課長)

鶴岡市上下水道部  
総務課長 橘 潤 一

鶴岡市上下水道部  
水道課長 加 藤 誠

酒田市上下水道部  
管理課長 高 橋 浩 平

酒田市上下水道部  
工務課長 齋 藤 圭

庄内広域水道事業統合準備協議会  
事務局長 松 倉 和歌子

~~~~~

◎議事日程

議事日程第1号

令和8年2月4日（水）午後10時00分 開議

- 第 1 選 第 1 号 議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選 第 2 号 副議長の選挙
- 第 6 議会第1号 庄内広域水道企業団議会定例会規則の制定について
- 第 7 議会第2号 庄内広域水道企業団議会会議規則の制定について
- 第 8 議会第3号 庄内広域水道企業団議会運営委員会条例の制定について
- 第 9 議会運営委員会委員の選任
- 第10 報 第 1 号 庄内広域水道企業団公告式条例の専決処分の承認について
- 第11 報 第 2 号 庄内広域水道企業団議会定例会条例の専決処分の承認について
- 第12 議 第 1 号 庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第13 議 第 2 号 庄内広域水道企業団の休日を定める条例の制定について
- 第14 議 第 3 号 庄内広域水道企業団監査委員条例の制定について
- 第15 議 第 4 号 庄内広域水道企業団情報公開条例の制定について

- 第16 議第5号 庄内広域水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について
- 第17 議第6号 庄内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第18 議第7号 庄内広域水道企業団行政手続条例の制定について
- 第19 議第8号 庄内広域水道企業団行政不服審査会条例の制定について
- 第20 議第9号 庄内広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第21 議第10号 庄内広域水道企業団暴力団排除条例の制定について
- 第22 議第11号 庄内広域水道企業団水道事業経営審議会条例の制定について
- 第23 議第12号 庄内広域水道企業団職員定数条例の制定について
- 第24 議第13号 庄内広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第25 議第14号 庄内広域水道企業団職員の分限の手続及び効果に関する条例の制定について
- 第26 議第15号 庄内広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について
- 第27 議第16号 庄内広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について
- 第28 議第17号 庄内広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第29 議第18号 庄内広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 第30 議第19号 庄内広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について

- 第31 議第20号 庄内広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 第32 議第21号 庄内広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第33 議第22号 庄内広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第34 議第23号 庄内広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について
- 第35 議第24号 庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の制定について
- 第36 議第25号 庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の制定について
- 第37 議第26号 庄内広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第38 議第27号 庄内広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第39 議第28号 庄内広域水道企業団職員相互共済制度に関する条例の制定について
- 第40 議第29号 庄内広域水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定について
- 第41 議第30号 庄内広域水道企業団給水条例の制定について
- 第42 議第31号 令和8年度庄内広域水道企業団予算について
- 第43 議第32号 庄内広域水道企業団と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の制定について
- 第44 議第33号 庄内広域水道企業団監査委員の選任について
- 第45 議第34号 庄内広域水道企業団監査委員の選任について

~~~~~

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

~~~~~

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

開会に先立ちまして、先日配付いたしました議事日程中、議第 34 号の表記に一部誤植がございました。恐れ入りますがお手元にお配りしました議事日程と差し替えていただきますようお願いいたします。なお、本誤植につきましては、議事進行には影響ございませんので申し添えさせていただきます。また、議第 31 号に係る予算書の参考資料につきまして、内容の一部訂正がございます。本日お手元にお配りいたしております正誤表をご覧くださいまして、③第 10 条関連の数値につきまして、訂正いただけますようよろしく願いいたします。なお、こちらにつきましても予算書本文の金額及び予算額に影響はございません。皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

それでは、日程に先立ち、企業長よりご挨拶申し上げます。

○企業長 佐藤聡鶴岡市長

本日ここに、庄内広域水道企業団の設立後、初めてとなる企業団議会を開催するにあたり、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、平成 28 年度の検討開始から企業団設立に至るまでの長い検討の過程におきまして、構成市町の議会並びに関係各位から、さまざまなご意見、ご議論を重ねていただきましたことに、企業団を代表し、心より御礼申し上げます。

本企业団は、鶴岡市、酒田市、庄内町がそれぞれ培ってきた水道事業の歴史と経験を礎とし、安全で安心な水道水を将来にわたり、安定的に供給し続けるという共通の使命のもとに設立されたものです。

水道は、住民生活や地域の産業活動を支える基幹的な社会インフラであり、1 日たりとも止めることのできない公共サービスであります。その責任の重さを、私自身、企業長として改めて強く感じているところであります。

一方で、近年の水道事業を取り巻く環境は、決して楽観できるものではありません。人口減少や水需要の減少による給水収益の確保、施設・管路の老朽化の進行、自然災害の脅威への対応、さらには技術職員の確保や技術継承の問題など、多くの課題が山積しております。

これらの課題は、いずれも一朝一夕に解決できるものではなく、将来を見据えた計画的かつ持続的な対応が求められております。

こうした状況を踏まえ、2 市 1 町は、単独で事業を継続するのではなく、広域的に連携

し、経営基盤や技術力を強化することにより、次世代に責任を持って事業を引き継いでいくことを第一に、事業統合することを選択したものであります。

本日、このように企業団議会が正式に発足し、議会と執行部がそれぞれの役割のもとで歩みを始めることは、企業団運営にとって極めて意義深い第一歩であると考えております。議員各位におかれましては、構成市町を代表し、企業団の重要事項について審議・決定をいただくという、極めて重い責務を担っておられます。企業団の運営に当たりましては、議会のご審議、ご意見を真摯に受け止め、十分な説明を尽くしながら、透明性と公正性を確保した事業運営に努めてまいります。

本日ご審議いただく案件は、企業団としての制度や運営の基礎を形づくるものであり、いずれも今後の企業団運営の土台となる重要な内容であります。議員各位におかれましては、専門的な視点、また住民の代表としての視点から、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

私といたしましても、企業長として職員と一丸となり、健全で効率的な事業運営に全力で取り組み、住民の皆様から信頼される企業団へと成長させてまいりたい所存であります。

結びに、本企业団が、構成市町の住民の皆様の生活を支える基盤として、将来にわたり安定した水道事業を担い続けることができるよう注力してまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

本定例会は、庄内広域水道企業団が設立され、構成市町の議会における企業団議会議員の選挙後、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。しかしながら、出席の議員の中、年長の加藤鑛一議員、佐藤昌哉議員の生年月日が同一でございますので、くじにより臨時議長を決めたいと存じます。

くじ引きについてあらかじめご説明いたします。くじは2回に分けて行います。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。このくじは、加藤鑛一議員、佐藤昌哉議員の順序で引いていただきます。2回目は当選人を決定するためのものになります。このくじは1回目のくじの結果に従って、両議員に引いていただきます。くじは抽選棒によって行います。1回目の抽選棒には1又は2の数字が記載されております。1回目のくじにおいて、引いた抽選棒の数字が2回目のくじを引く順序となります。2回目のくじにおいては、当選と明示された抽選棒を引いた方を当選人に決定いたします。以上ご了承願います。

それでは加藤鑛一議員、佐藤昌哉議員、演壇の方にお進みください。

(加藤鑛一議員、佐藤昌哉議員登壇)

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

はじめに、使用するくじの確認をお願いします。

(くじを確認)

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

まず、くじを引く順序を決めるくじ引きを行います。初めに加藤鑛一議員、くじをお願いします。

(加藤鑛一議員、くじを引く)

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

次に佐藤昌哉議員、お願いします。

(佐藤昌哉議員、くじを引く)

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

くじを引く順番が決定しましたので報告します。初めに佐藤昌哉議員、次に加藤鑛一議員、以上となります。続いて、ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。使用するくじの確認をお願いします。

(くじを確認)

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

当選の抽選棒を引き当てられた方を当選人と決定いたしますのでご了承願います。

では、はじめに佐藤昌哉議員、くじを引いてください。

(佐藤昌哉議員、くじを引く)

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

次に加藤鑛一議員、くじを引いてください。

(加藤鑛一議員、くじを引く)

○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

両議員は議席にお戻りください。くじの結果をご報告いたします。加藤鑛一議員が当選のくじを引かれました。よって加藤鑛一議員が臨時議長に当選されました。

それでは加藤鑛一議員をご紹介申し上げます。加藤鑛一議員、議長席へお願いします。

○臨時議長 加藤鑛一議員

ただいま、ご紹介いただきました加藤鑛一でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~

◎開 会

○臨時議長 加藤鑛一議員

これより、令和8年2月庄内広域水道企業団議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は田中斉議員であります。遅刻はありません。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

報道関係者から、本日、議場内での撮影の願いが出ており、臨時議長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

今議会日程については、お手元に配布しておりますとおりです。

次に議事進行については、1月27日以降に開催された事前説明会において説明され、後ほど提案される「庄内広域水道企業団議会会議規則案」に基づいて進行したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長 加藤鑛一議員

ご異議なしと認めます。よって、これからの議事については、「庄内広域水道企業団議会会議規則案」により進めることといたします。

~~~~~

◎仮議席の指定

○臨時議長 加藤鑛一議員

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~

## ◎日程第1 選第1号 議長の選挙

### ○臨時議長 加藤鑛一議員

日程第1、選第1号議長の選挙を議題といたします。これより議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○臨時議長 加藤鑛一議員

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。お諮りいたします。指名の方法は、臨時議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○臨時議長 加藤鑛一議員

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。それでは、議長に11番佐藤猛議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名いたしました佐藤猛議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○臨時議長 加藤鑛一議員

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤猛議員が議長に当選されました。ただいま、議長に当選されました佐藤猛議員が議場におられますので、本席から庄内広域企業団議会会議規則案第27条第2項の規定により告知をいたします。ただいま、議長に当選されました佐藤猛議員から、ご挨拶があります。登壇願います。

### ○議長 佐藤猛議員

ただいま、議員の皆様からのご推挙と指名によりまして、庄内広域水道企業団議会の議長の重責を担うことになりました佐藤猛でございます。本企业団は、本年4月に2市1町の水道事業を統合し、運営を開始いたします。先ほど、企業長からもお話しございましたように、本事業は地域の産業はもとより、皆様の生活に、また命に直結する大事な大事な事業でございます。今後、本企业団の発展を図るためにも、公平公正な議会運営に努めてまいりたいと存じます。議員の皆様におかれましても、円滑な議会運営が図られますよう、

ご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長 加藤鑑一議員

議長を交代いたします。

~~~~~

◎日程第2 議席の指定

○議長 佐藤猛議員

それでは、引き続き会議を進めます。日程第2、議席の指定を行います。議席は、庄内広域水道企業団議会会議規則案第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。ただいまご着席の氏名標のとおり指定いたします。

~~~~~

## ◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長 佐藤猛議員

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、庄内広域水道企業団議会会議規則案第74条の規定により、議長において指名いたします。2番田中宏議員、7番後藤啓議員の両名を指名いたします。

~~~~~

◎日程第4 会期の決定

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。今定例会の会期は、お手元に配付の議事日程のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

◎日程第5 選第2号 副議長の選挙

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第5、選第2号副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に、1番加藤鑛一議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました加藤鑛一議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、加藤鑛一議員が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました加藤鑛一議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。ただいま、副議長に当選されました、加藤鑛一議員からご挨拶がございます。加藤鑛一議員。

○副議長 加藤鑛一議員

庄内広域水道企業団議会の副議長の就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。この度、議員の皆様のご推挙によりまして、副議長に選出いただきましてありがとうございます。

本議会が公正、そして、円滑に運営されますよう、誠心誠意、議長を支えてまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

◎日程第6 議会第1号 庄内広域水道企業団議会定例会規則 の制定について

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第6、議会第1号「庄内広域水道企業団議会定例会規則の制定について」を議題といたします。本発議案の提出者及び案文は、配付のとおりでございます。本件については、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより議会第1号について、採決を行います。ただいま議題となっております議会第1号「庄内広域水道企業団議会定例会規則の制定について」を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員でございます。よって議会第1号については、原案のとおり決しました。

~~~~~

◎日程第7 議会第2号 庄内広域水道企業団議会会議規則の  
制定について

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第7、議会第2号「庄内広域水道企業団議会会議規則の制定について」を議題といたします。本発議案の提出者及び案文は、配付のとおりでございます。本件については、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより議会第2号について、採決を行います。ただいま議題となっております議会第2号「庄内広域水道企業団議会会議規則の制定について」を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員でございます。よって議会第2号については、原案のとおり決しました。

~~~~~

◎日程第 8 議会第 3 号 庄内広域水道企業団議会運営委員会
条例の制定について

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第 8、議会第 3 号「庄内広域水道企業団議会運営委員会条例の制定について」を議題といたします。本発議案の提出者及び案文は、配付のとおりであります。本件については、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより議会第 3 号について、採決を行います。ただいま議題となっております議会第 3 号「庄内広域水道企業団議会運営委員会条例の制定について」を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員でございます。よって議会第 3 号については、原案のとおり決しました。

~~~~~

## ◎日程第9 議会運営委員会委員の選任について

### ○議長 佐藤猛議員

次に、日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員は、議会運営委員会条例第4条の規定により、議長において指名をいたします。議会運営委員会の委員に2番田中宏議員、6番佐藤昌哉議員、8番武田恵子議員、9番田中斉議員、13番齋藤秀紀議員、以上5名を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○議長 佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名を、議会運営委員会委員に選任することに決しました。議会運営委員会につきましては、正副委員長がともに空席となっておりますので、議会運営委員会条例第6条の規定により、ただちに議会運営委員会を開催のうえ、正副委員長の互選を求めます。暫時休憩いたします。議会運営委員会終了後、再開したいと思います。

( 午前10時26分 休憩 )

( 午前10時31分 再開 )

### ○議長 佐藤猛議員

再開いたします。議会運営委員会の正副委員長互選の結果について、事務局に報告を求めます。事務局長。

### ○松倉和歌子 庄内広域水道事業統合準備協議会事務局長

はい議長。ご報告いたします。議会運営委員会における互選の結果、委員長に佐藤昌哉議員、副委員長に田中斉議員が選任されました。以上であります。

### ○議長 佐藤猛議員

ただいま報告ありましたとおり、議会運営委員会委員長に佐藤昌哉議員、副委員長に田中斉議員が互選されました。よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~

◎日程第10 報第1号 庄内広域水道企業団公告式条例の専
決処分の承認について 外1件

○議長 佐藤猛議員

日程第10、報第1号庄内広域水道企業団公告式条例の専決処分の承認について、日程第11、報第2号庄内広域水道企業団議会定例会条例の専決処分の承認についての2議案を一括議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。高橋幹事長。

○高橋春樹 庄内広域水道事業統合準備協議会幹事長

はい議長。報第1号及び報第2号を一括して提案の理由を申し上げます。報第1号「庄内広域水道企業団公告式条例の専決処分の承認について」であります。この条例は、地方自治法第16条第4項の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めたものであります。次に、報第2号「庄内広域水道企業団議会定例会条例の専決処分の承認について」であります。この条例は地方自治法第102条第2項の規定に基づき議会定例会の回数を定めたものであります。以上の2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年10月29日付で専決処分したものであります。よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 佐藤猛議員

これより報第1号及び報第2号の2件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。議事の都合により、報第1号及び報第2号の2件について、討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。これより討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより、採決いたします。最初に、報第1号について、採決いたします。報第1号「庄内広域水道企業団公告式条例の専決処分の承認について」を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員でございます。よって報第1号については原案のとおり承認されました。次に、報第2号について、採決を行います。報第2号「庄内広域水道企業団議会定例会条例の専決処分の承認について」を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員でございます。よって報第2号については原案のとおり承認されました。

~~~~~

◎日程第12 議第1号 庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の制定について  
外29件

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第12、議第1号「庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の制定について」から日程第41、議第30号「庄内広域水道企業団給水条例の制定について」までの30件を一括議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。高橋幹事長。

○高橋春樹 庄内広域水道事業統合準備協議会幹事長

はい議長。ただいま、上程となりました議第1号から議第30号までを一括して提案の理由を申し上げます。

議第1号「庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の制定について」ですが、この条例は、地方公営企業法第4条の規定に基づき、庄内広域水道企業団が水道事業の設置及びその経営を行うに当たり、基本的事項を定めるものであります。

議第2号「庄内広域水道企業団の休日定める条例の制定について」ですが、この条例は、地方自治法第4条第2項の規定に基づき、庄内広域水道企業団の休日定めるものであります。

議第3号「庄内広域水道企業団監査委員条例の制定について」ですが、この条例は、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員による監査について必要な事項を定めるものであります。

議第4号「庄内広域水道企業団情報公開条例の制定について」ですが、この条例は、

企業団運営の透明性の向上及び住民の知る権利の保障を図るため、企業団において保有する情報を公開することについて、定めるものであります。

議第 5 号「庄内広域水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について」であります。この条例は、企業団における個人情報の適正な取り扱いの確保及び個人の権利、利益の保護について定めるものであります。

議第 6 号「庄内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」であります。この条例は、企業団議会における個人情報の適正な取り扱いの確保及び個人の権利、利益の保護について定めるものであります。

議第 7 号「庄内広域水道企業団行政手続条例の制定について」であります。この条例は、企業団が行う行政手続の処分、行政指導及び届出等に関する手続きを定めるものであります。

議第 8 号「庄内広域水道企業団行政不服審査会条例の制定について」であります。この条例は、行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づき、企業団が行う処分に対する審査請求について、公正かつ中立的な審理を確保するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議第 9 号「庄内広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」であります。この条例は、企業団が行う行政手続等について情報技術の利用を可能とし、手続きの簡素化及び効率化を図るため、必要な事項を定めるものであります。

議第 10 号「庄内広域水道企業団暴力団排除条例の制定について」であります。この条例は、暴力団の排除を推進するために必要な事項を定めるものであります。

議第 11 号「庄内広域水道企業団水道事業経営審議会条例の制定について」であります。この条例は、庄内広域水道企業団の経営に関する重要事項について、公正かつ専門的な立場から調査審議を行うため、経営審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議第 12 号「庄内広域水道企業団職員定数条例の制定について」であります。この条例は、地方自治法第 172 条第 3 項の規定に基づき、企業団に勤務する職員の定数を定めるものであります。

議第 13 号「庄内広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」であります。この条例は、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、職員の処遇等を公表することについて定めるものであります。

議第 14 号「庄内広域水道企業団職員の分限の手続及び効果に関する条例の制定について」であります。この条例は、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き等を定めるものであります。

議第 15 号「庄内広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について」であります。この条例は、職員の懲戒処分について定めるものであります。

議第 16 号「庄内広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」であります。この条例は、地方公務員法第 31 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について定めるものであります。

議第 17 号「庄内広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」であります。この条例は、地方公務員法第 35 条の規定に基づき、職員の職務に専念する

義務を免除する場合について定めるものであります。

議第 18 号「庄内広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」であります。この条例は、地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇その他勤務条件に関する基本的事項を定めるものであります。

議第 19 号「庄内広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について」であります。この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等について定めるものであります。

議第 20 号「庄内広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」であります。この条例は、職員の自己啓発等休業に関し、職員の能力向上と組織の活性化を図るため定めるものであります。

議第 21 号「庄内広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」であります。この条例は、職員の高齢者部分休業について、高齢期にある職員の多様な働き方を選択できる環境を整備するため定めるものであります。

議第 22 号「庄内広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」であります。この条例は、地方公務員の配偶者同行休業に関する法律に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものであります。

議第 23 号「庄内広域水道企業団の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について」であります。この条例は、企業団議会の議員その他非常勤の職員が、その職務に従事することにより被った公務上の災害又は通勤による災害について、適正かつ円滑な補償を行うため定めるものであります。

議第 24 号「庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の制定について」であります。この条例は、企業団の特別職に属する者が公務のために出張等を行った場合に支給する費用弁償について、必要な事項を定めるものであります。

議第 25 号「庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の制定について」であります。この条例は、企業団の特別職に属する者の報酬について必要な事項を定めるものであります。

議第 26 号「庄内広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」であります。この条例は、地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、職員の給与の種類及び基準について定めるのであります。

議第 27 号「庄内広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」であります。この条例は、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約をすることができる契約について定めるものであります。

議第 28 号「庄内広域水道企業団職員相互共済制度に関する条例の制定について」であります。この条例は、企業団職員の福利厚生及び相互扶助を図るため、社団法人山形県市町村職員互助会への参画に関し必要な事項を定めるものであります。

議第 29 号「庄内広域水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定について」であります。この条例は、企業団が行う処分等に係る行政不服審査について、写しの交付等に係る手数料を定めるものであります。

議第 30 号「庄内広域水道企業団給水条例の制定について」であります。この条例は、水道法その他法令に基づき、企業団の水道事業開始にあたり、給水区域、給水の申し込み、給水装置の設置及び管理、水道料金の算定及び徴収、その他給水について必要な事項を定めるものであります。

以上で、議第 1 号から議第 30 号までの提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 佐藤猛議員**

これより、議第 1 号から議第 30 号までの 30 件について、質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長 佐藤猛議員**

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。議事の都合によりまして、議第 1 号及び議第 30 号までの 30 件について、討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長 佐藤猛議員**

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに、議第 1 号「庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**○議長 佐藤猛議員**

起立全員であります。よって、議第 1 号は原案のとおり決しました。次に、議第 2 号「庄内広域水道企業団の休日定める条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**○議長 佐藤猛議員**

起立全員であります。よって、議第 2 号は原案のとおり決しました。次に、議第 3 号「庄内広域水道企業団監査委員条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第3号は原案のとおり決しました。次に、議第4号「庄内広域水道企業団情報公開条例の制定について」を、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第4号は原案のとおり決しました。次に、議第5号「庄内広域水道企業団個人情報保護法施行条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第5号は原案のとおり決しました。次に、議第6号「庄内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第6号は原案のとおり決しました。次に、議第7号「庄内広域水道企業団行政手続条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第7号は原案のとおり決しました。次に、議第8号「庄内広域水道企業団行政不服審査会条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第8号は原案のとおり決しました。次に、議第9号「庄内広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第9号は原案のとおり決しました。次に、議第10号「庄内広域水道企業団暴力団排除条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第10号は原案のとおり決しました。次に、議第11号「庄内広域水道企業団水道事業経営審議会条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第11号は原案のとおり決しました。次に、議第12号「庄内広域水道企業団職員定数条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第12号は原案のとおり決しました。次に、議第13号「庄内広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第13号は原案のとおり決しました。次に、議第14号「庄内広域水道企業団職員の分限の手続及び効果に関する条例の制定について」を、原案のとおり

決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 14 号は原案のとおり決しました。次に、議第 15 号「庄内広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 15 号は原案のとおり決しました。次に、議第 16 号「庄内広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 16 号は原案のとおり決しました。次に、議第 17 号「庄内広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 17 号は原案のとおり決しました。次に、議第 18 号「庄内広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 18 号は原案のとおり決しました。次に、議第 19 号「庄内広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 19 号は原案のとおり決しました。次に、議第 20 号「庄内広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 20 号は原案のとおり決しました。次に、議第 21 号「庄内広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 21 号は原案のとおり決しました。次に、議第 22 号「庄内広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 22 号は原案のとおり決しました。次に、議第 23 号「庄内広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 23 号は原案のとおり決しました。次に、議第 24 号「庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 24 号は原案のとおり決しました。次に、議第 25 号「庄

内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 25 号は原案のとおり決しました。次に、議第 26 号「庄内広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 26 号は原案のとおり決しました。次に、議第 27 号「庄内広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 27 号は原案のとおり決しました。次に、議第 28 号「庄内広域水道企業団職員相互共済制度に関する条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 28 号は原案のとおり決しました。次に、議第 29 号「庄内広域水道企業団行政不服審査法関係手数料条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 29 号は原案のとおり決しました。次に、議第 30 号「庄内広域水道企業団給水条例の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 30 号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎日程第 4 2 議第 3 1 号 令和 8 年度庄内広域水道企業団
予算について

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第 42、議第 31 号「令和 8 年度庄内広域水道企業団予算について」を議題とします。議案の朗読を省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。五十嵐副幹事長。

○五十嵐泰彦 庄内広域水道事業統合準備協議会副幹事長

はい議長。議第 31 号「令和 8 年度庄内広域水道企業団予算について」ご説明申し上げます。

令和 8 年度庄内広域水道企業団予算につきましては、企業団として水道事業を行う初年度において、安心・安全な水道水の安定供給を維持する事業運営を行うことを目的に、令和 7 年度と同様に水道施設等の維持管理水準を維持し、また、更新・改良事業においては補助・交付金を有効に活用し事業資金の財源確保に努めながら既存の計画の推進を図ることとして編成いたしました。予算書の 1 ページをお開き願います。

第 1 条の「総則」以降、予算の大綱を定めております。

第 2 条は業務の予定量ですが、昨年度の実績等を踏まえ、「給水件数」、「年間総給水量」、「1 日平均給水量」を記載のとおり定めております。4 号の「主要な建設改良事業」につきましては、経年化管路の更新工事や浄水施設の設備更新工事など、合わせて 35 億 4,767 万円を予定するものであります。

第 3 条の「収益的収入及び支出」、そして次の 2 ページの第 4 条「資本的収入及び支出」につきましては、後ほど実施計画においてご説明いたします。

第 5 条「債務負担行為」につきましては、適正な施工期間の確保による効率的な事業進捗を図るため、「料金徴収等包括的業務委託契約」ほか 5 件につきまして、その期間及び限度額を表記載のとおり定めるものであります。

第 6 条の「企業債」は、令和 8 年度に予定する建設改良事業の財源に充てるために借り入れるものであり、限度額を 13 億 2,660 万円とし、起債の方法、利率、償還の方法について、表記載のとおり定めるものであります。

第 7 条から第 11 条につきましては、地方公営企業法に基づく目的経費等について、記載のとおり定めるものであります。

次に、予算の実施計画について説明いたしますので、4 ページをお開き願います。「収益的

収入及び支出」について、その金額は消費税込みとなります。

「収入」 1 款 1 項「営業収益」であります。1 目「給水収益」、2 目「受託工事収益」のほか、3 目「その他営業収益」として、給水装置の設計審査や開閉栓に係る手数料、業務受託収益、消火栓維持管理に係る他会計負担金などを合わせて合計 60 億 7,125 万 4 千円としております。

2 項「営業外収益」については、預金利息のほか、給水装置の新設申込による「加入金」、
「他会計補助金」、また、5 目「長期前受金戻入」は償却資産の取得などで 過去に交付された補助金・負担金等について減価償却の見合い分を戻し入れる会計処理であり、現金を伴わない収入となりますが、これらを合わせて合計 6 億 4,533 万 5 千円であります。この他、3 項「特別利益」を加えて「収入」の合計を 67 億 2,978 万 5 千円としております。

次に 6 ページからの「支出」についてであります。1 款 1 項「営業費用」については、1 目「原水及び浄水費」から 10 ページの 7 目「その他営業費用」までにかけて、業務に携わる職員の給与のほか、「目」ごとに水道施設等の維持管理に係る業務委託料、工事請負費、修繕費などを計上しており、10 ページ上段の 5 目「減価償却費」などを含め、その合計を 63 億 6,341 万 4 千円としております。10 ページの 2 項「営業外費用」は、企業債利息及び消費税など合わせて 2 億 4,662 万円であります。3 項「特別損失」は、水道メーターの売却損、令和 6 年 7 月の豪雨災害による水道資産の損失などで 2,383 万 5 千円、4 項「予備費」は 1,000 万円を計上し、「支出」の合計を 66 億 4,386 万 9 千円としております。「収支差引」は 8,591 万 6 千円のプラスとなり、ほぼ収支均衡となっております。

12 ページをお願いいたします。「資本的収入及び支出」についてであります。初めに上段の「収入」です。1 款 1 項「企業債」は、建設改良事業等に充当するためのもので 13 億 2,660 万円あります。2 項「出資金」は、旧簡易水道地域分の企業債の元金償還に係る繰出基準に基づく一般会計からの出資金として 1,583 万 7 千円。3 項「補助金」は、5 億 8,748 万円。4 項「負担金」は、他事業に伴う移設工事などに係る工事負担金や消火栓等の設備整備に係る負担金として 1 億 2,892 万 6 千円を計上し、5 項「固定資産売却代金」、6 項「投資有価証券」を含め「収入」の合計を 20 億 5,884 万 5 千円としております。

下段の「支出」については、1 款 1 項「建設改良費」の 1 目「配水施設改良費」では人件費のほか、既存の構成市町の更新計画等に基づく経年管路更新工事や、南北連絡管整備に係る基本設計業務委託料などを計上しております。2 目「原浄水施設改良費」では、小牧浄水場、勝浦浄水場、高坂配水池の設備更新工事等を計上し、3 目「固定資産取得費」では、定期交換する水道メーターの購入費用や事務用パソコン等の更新費用を計上しており、「建設改良費」の合計を 35 億 7,699 万 6 千円としております。2 項「企業債償還金」は、元金償還分として 8 億 6,730 万 4 千円。これらに 3 項「補助金返還金」を含め、「支出」の合計を 44 億 4,430 万 1 千円としております。結果といたしまして、収支差引では 23 億 8,545 万 6 千円の収入不足となりますが、この不足額につきましては、2 ページにお戻りいただきまして、上段の第 4 条で定めておりますとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金などで補てんするものであります。

14 ページの「キャッシュフロー計算書」以降については、説明を省略させていただきます。

予算の説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 佐藤猛議員

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより採決いたします。ただいま議題となっております議第 31 号「令和 8 年度庄内広域水道企業団予算について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 31 号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎日程第 4 3 議第 3 2 号 庄内広域水道企業団と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の制定について

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第 43、議第 32 号「庄内広域水道企業団と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の制定について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。五十嵐副幹事長。

○五十嵐泰彦 庄内広域水道事業統合準備協議会副幹事長

はい議長。ただいま上程となりました議第 32 号「庄内広域水道企業団と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の制定について」の提案の理由を申し上げます。議第 32 号は、企業団における非常勤職員に対する公務災害補償の事務について、山形県消防補償等組合への事務の委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議くださり、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 佐藤猛議員

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対して、質疑がありましたらご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより採決いたします。ただいま議題となっております議第 32 号「庄内広域水道企業団と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の制定について」を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

全員賛成の起立をいただきました。よって、議第 32 号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎日程第 4 4 議第 3 3 号 庄内広域水道企業団監査委員の 選任について 外 1 件

○議長 佐藤猛議員

次に、日程第 44、議第 33 号「庄内広域水道企業団監査委員の選任について」、日程第 45、議第 34 号「庄内広域水道企業団監査委員の選任について」の 2 件を一括議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。佐藤企業長。

○企業長 佐藤聡鶴岡市長

はい議長。ただいま上程となりました議第 33 号及び議第 34 号の「庄内広域水道企業団監査委員の選任について」提案の理由を申し上げます。

本企业団の監査委員につきましては、庄内広域水道企業団規約第 13 条第 1 項において、2 人と定められており、同条第 2 項において、いわゆる識見を有する者のうちから選任することとされております。

議第 33 号「庄内広域水道企業団監査委員の選任について」は、大石薫氏、昭和 31 年 8 月 19 日生まれを選任するため、議会の同意を求めるものであります。議第 34 号「庄内広域水道企業団監査委員の選任について」は、安藤一雄氏、昭和 28 年 3 月 8 日生まれを選任するため、議会の同意を求めるものであります。大石薫氏は、現在、酒田市監査委員として在職し、安藤一雄氏は、現在、庄内町監査委員として在職しております。両者とも長年にわたって培われてきた豊かな経験と、人格、識見、人柄などいずれも適任と確信し、選任しようとするものであります。何卒、満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 佐藤猛議員

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 佐藤猛議員

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより採決を行います。初めに議第 33 号「庄内広域水道企業団監査委員の選任について」を採決いたします。議第 33 号について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 33 号は同意することに決しました。次に、議第 34 号「庄内広域水道企業団監査委員の選任について」を採決いたします。議第 34 号について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 佐藤猛議員

起立全員であります。よって、議第 34 号は同意することに決しました。

~~~~~  
◎閉 会

○議長 佐藤猛議員

以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。これをもちまして、令和 8 年 2 月庄内広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様ございました。

(午前 11 時 22 分)



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議長

副議長

議員

議員